

○ 釧路市ユース・ホステル条例施行規則

昭和 4 2 年 4 月 1 日

釧路市規則第 2 0 号

改正 昭和 6 3 年 3 月 3 1 日規則第 1 3 号

平成 1 1 年 3 月 3 1 日規則第 2 0 号

平成 2 4 年 7 月 6 日規則第 4 4 号

(趣旨)

第 1 条 釧路市ユース・ホステル条例（昭和 3 7 年釧路市条例第 2 4 号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

(使用の申込み)

第 2 条 条例第 5 条の規定によりユース・ホステルの使用承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、使用開始の日の 7 日前までに、市長に使用の申込みをしなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合には、必要な事項を調査し、受け付けることに決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(使用の申込みの取消し等)

第 3 条 前条第 1 項の使用の申込みを取り消し、又は変更しようとする者は、使用開始の日の 3 日前までに、市長に申し出なければならない。ただし、市長が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。

(宿泊施設の使用承認)

第 4 条 第 2 条第 2 項の規定による通知を受けた申込者のうち宿泊施設を使用しようとする者は、ユース・ホステルを使用する際に、次の各号のいずれかの書類を市長に提出し、使用承認を受けなければならない。

- (1) ユース・ホステル協会会員証
- (2) 学校長の発行する身分証明書又は在学証明書
- (3) 勤務先の発行する身分証明書
- (4) 旅券
- (5) その他市長が前各号に準ずると認める書類

(宿泊施設の使用)

第 5 条 前条の使用承認を受けた者（以下「宿泊者」という。）が、宿泊施設を継続して使用できる期間は、3 泊以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 宿泊者が宿泊施設を使用できる時間は、午後 3 時から翌日の午前 1 0 時までとする。

3 宿泊者が集会室を使用できる時間は、午後 3 時から午後 1 0 時までとする。

(集会室の使用承認等)

第6条 宿泊者以外の者が集会室を使用しようとするときは、市長の使用承認を受けなければならない。

2 前項の使用承認を受けた者(以下「集会室使用者」という。)が、集会室を使用できる時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、市長が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定により使用料の減免を認める場合は、使用の目的が公営のユース・ホテルが主催するユース・ホステリングに関する事業で市長が公益上必要と認めるときに限るものとする。

2 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第9条ただし書に規定する特別の理由は、次に掲げるものとする。

(1) ユース・ホテル内において感染症の発生のため、使用することができなくなったとき。

(2) 災害その他不可抗力の理由により使用することができなくなったとき。

(3) その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。

2 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 宿泊者及び集会室使用者は、その使用を終わったとき、使用を停止されたとき又は使用承認を取り消されたときは、直ちに使用施設を原状に回復しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日規則第13号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第20号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第44号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。